

**バリアフリーに関する
アンケート調査
報告書**
(令和2年度と令和5年度の比較)

令和5年(2023年)7月
保健福祉部福祉局地域福祉課

バリアフリーに関するアンケート調査 結果報告

(令和2年度と令和5年度の比較)

1 趣旨

道では、平成10年4月から「福祉のまちづくり条例」を施行し、高齢者、障がいのある方などが、地域で自立した生活を送ることができるよう、階段などへの手すりの設置やバリアフリートイレの設置などの建物のバリアフリーのほか、様々な心身の特性や考え方をもちすべての人々が、お互いに理解を深め支え合う「心のバリアフリー」を推進している。

施策の参考とするために実施したバリアフリーに関するアンケート調査について、令和2年度の調査結果と令和5年度の調査結果を比較する。

2 調査対象

道民のみなさま

3 調査期間

- (1) 令和2年度 令和2年(2020年)4月8日(水)～令和2年(2020年)4月30日(木)
- (2) 令和5年度 令和5年(2023年)4月10日(月)～令和5年(2023年)6月9日(金)

4 調査項目

- (1) 回答者の属性
- (2) バリアフリーについて
- (3) 障がい者等用駐車スペースについて

5 調査方法

電子及び紙様式でのアンケート調査

6 回答者数

- (1) 令和2年度 548人
- (2) 令和5年度 1,989人

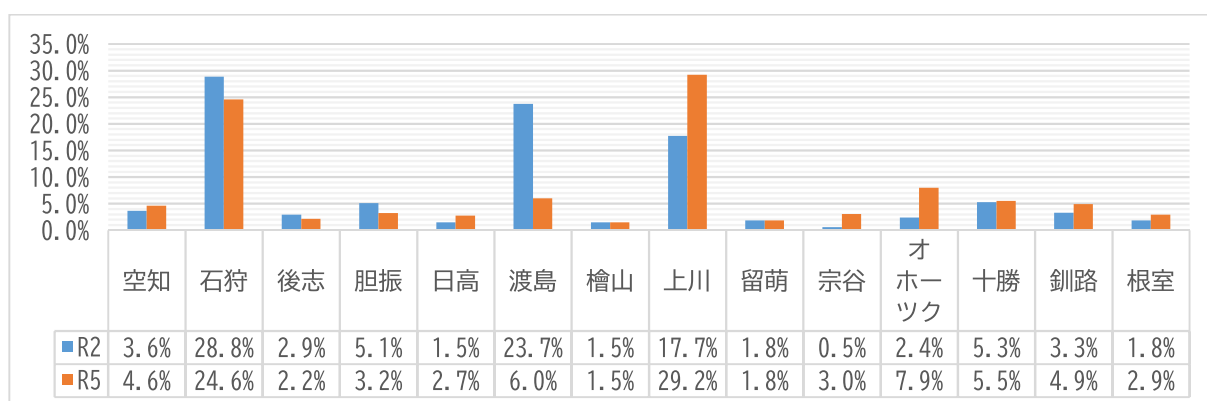
7 調査の周知方法

- (1) 文書による依頼
 - ア 振興局
 - イ 市町村
 - ウ 福祉のまちづくり推進連絡協議会
 - ※ 福祉のまちづくりに関する連絡調整・情報交換を行うため、行政や民間団体から構成される協議会(94団体)
- (2) ホームページによる広報
 - 保健福祉部福祉局地域福祉課のページへの掲載
- (3) その他
 - ア 北海道庁広報ツイッター(3回投稿)※
 - イ メールマガジン「Do・Ryoku」

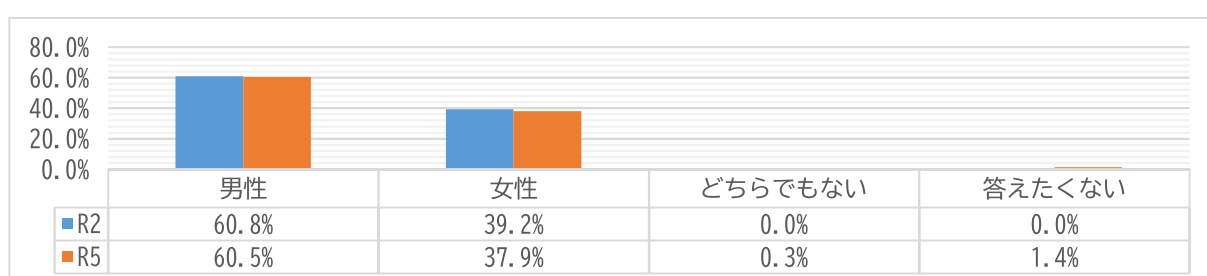
※北海道庁広報ツイッターでの周知は令和5年度のみ実施。

8 回答者の属性（居住地、性別、年齢、職業）

(1) 居住地

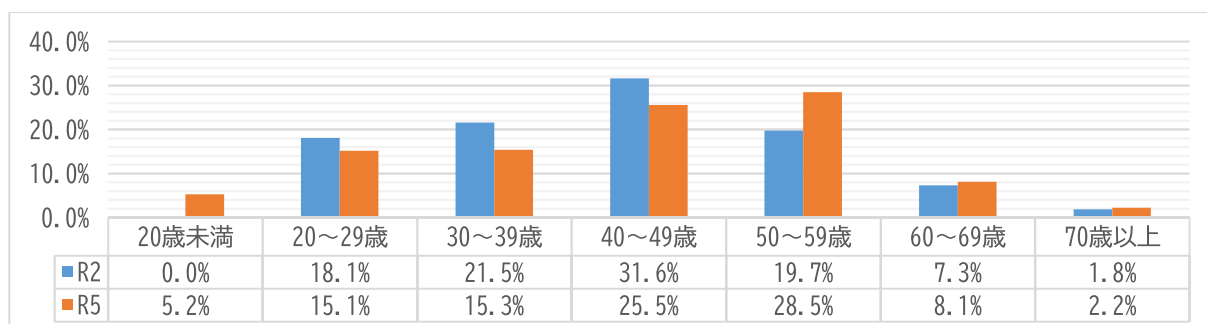


(2) 性別



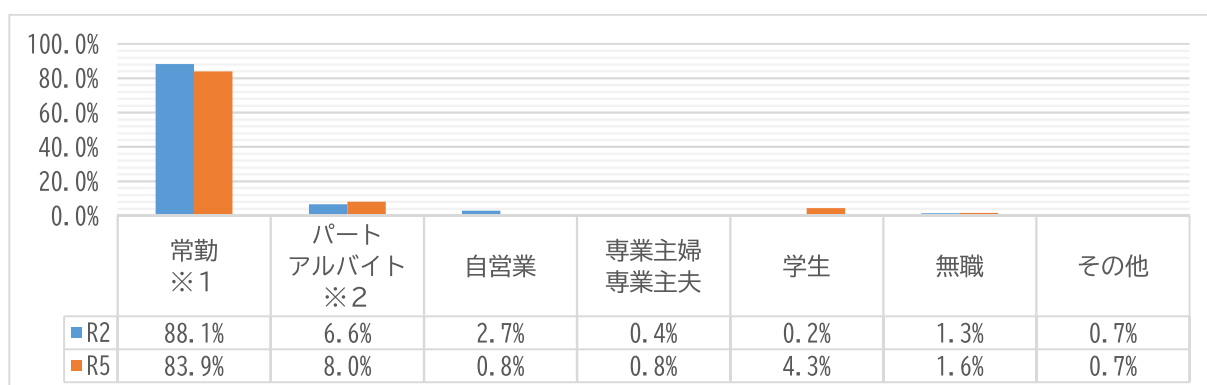
※今回の調査から「どちらでもない」と「答えたくない」を新たに設けたため、令和2年度はそれぞれ0.0%となっている。

(3) 年齢



※令和2年度の調査では18～29歳がひとつの選択肢になっており、内訳を分割できないことから、20歳未満を0.0%としている。

(4) 職業



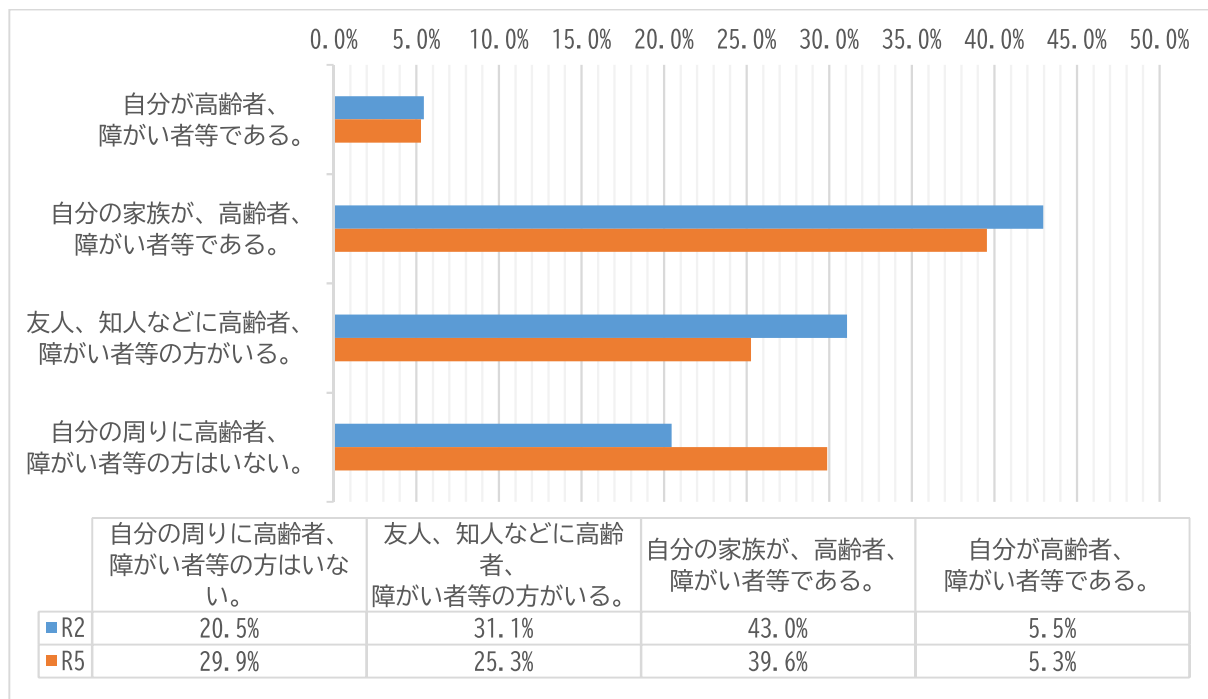
※1 会社員、公務員、団体職員等

※2 フルタイム含む

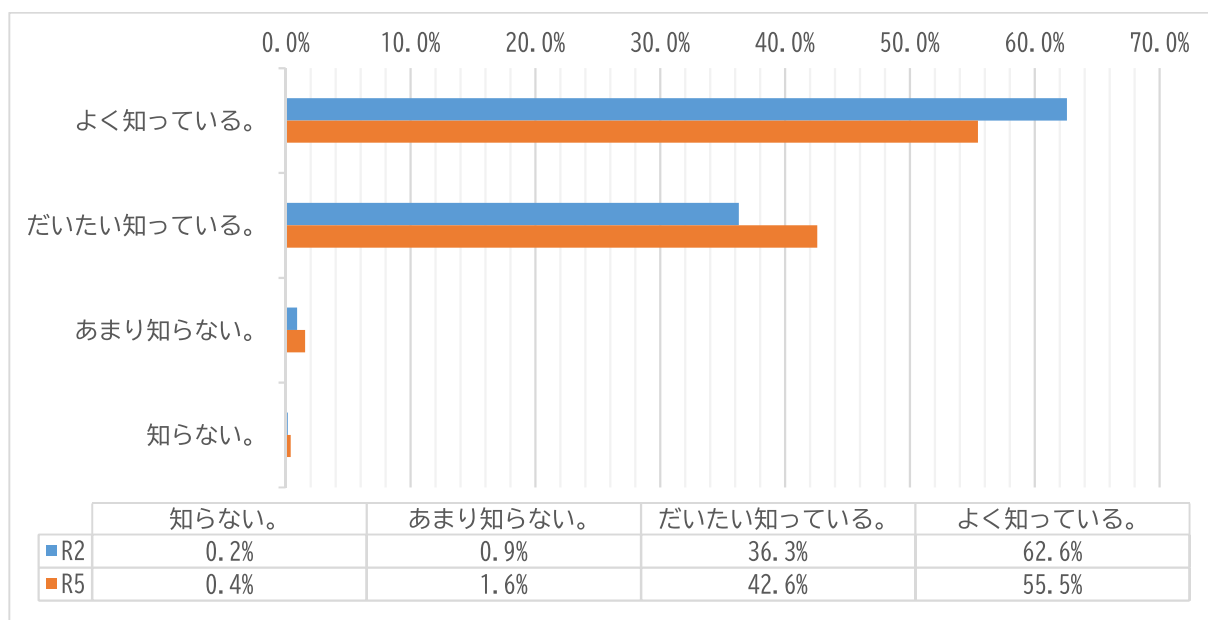
9 調査結果

〈バリアフリーについて〉

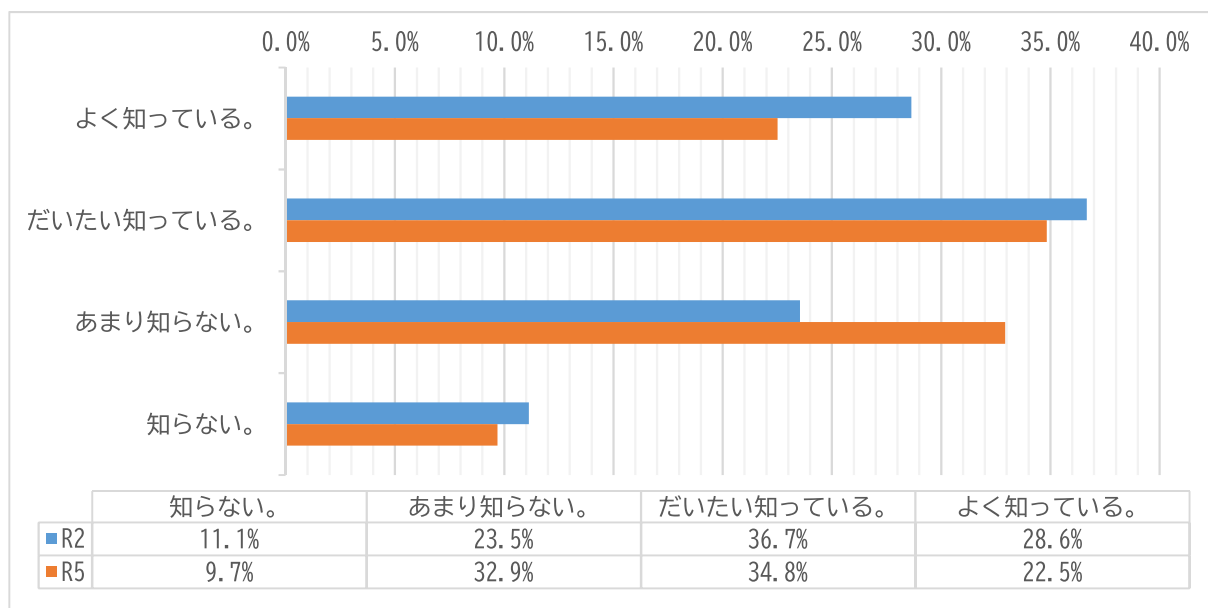
(1) あなたの周りに高齢者、障がいのある方、妊産婦、ベビーカーを使用している方、けがなどで一時的に手足が不自由な方など、行動制限を受ける方（以下「高齢者、障がい者等」といいます。）は、いらっしゃいますか。（複数回答可）



(2) 「バリアフリー」という言葉を知っていますか。



(3) 「心のバリアフリー」という言葉を知っていますか。



※「心のバリアフリー」とは

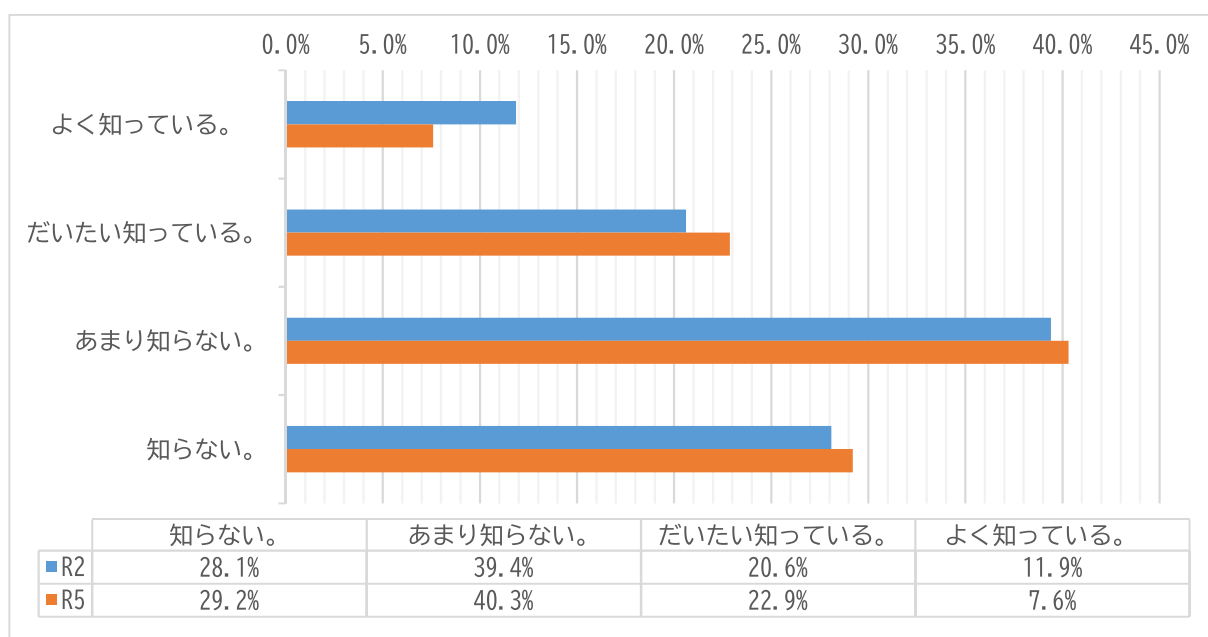
障がいのある方、高齢者などのほか、健常者を含む様々な心身の特性や考え方をもつすべての人々が、お互いに理解を深め、コミュニケーションとり、支え合うこと。

(例) 視覚障がいのある方に、信号が変わったときに声をかける。

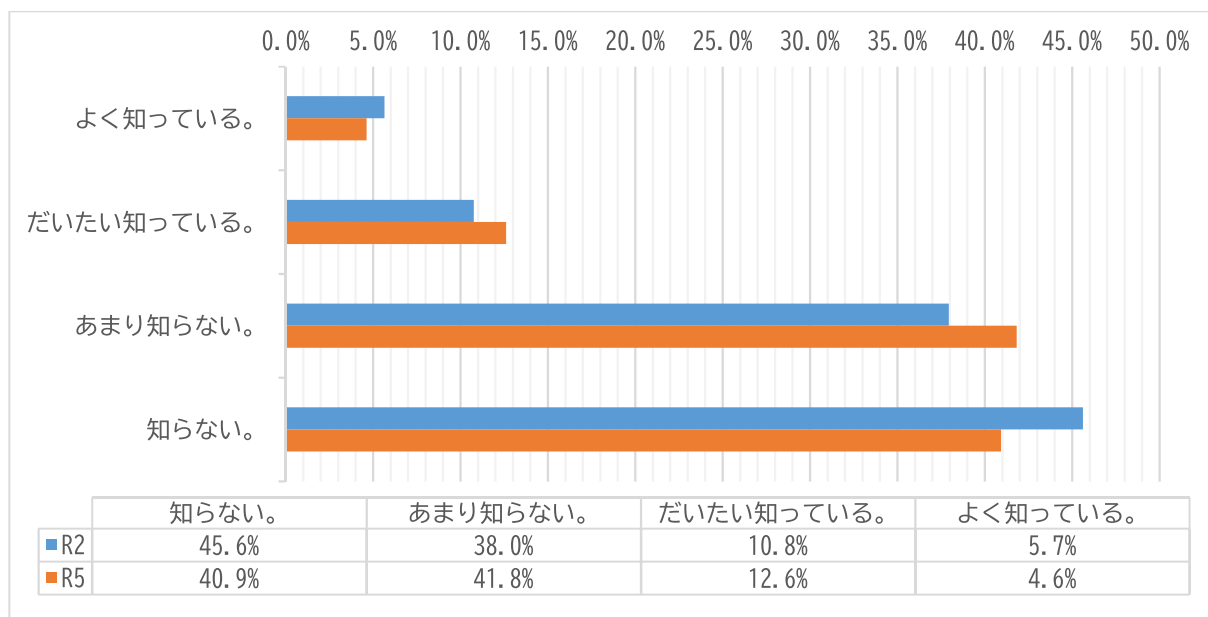
車いすマークのある駐車スペースに、必要のない場合は駐車しない。

視覚障がい者用点字ブロックの上に自転車を放置しない。 など

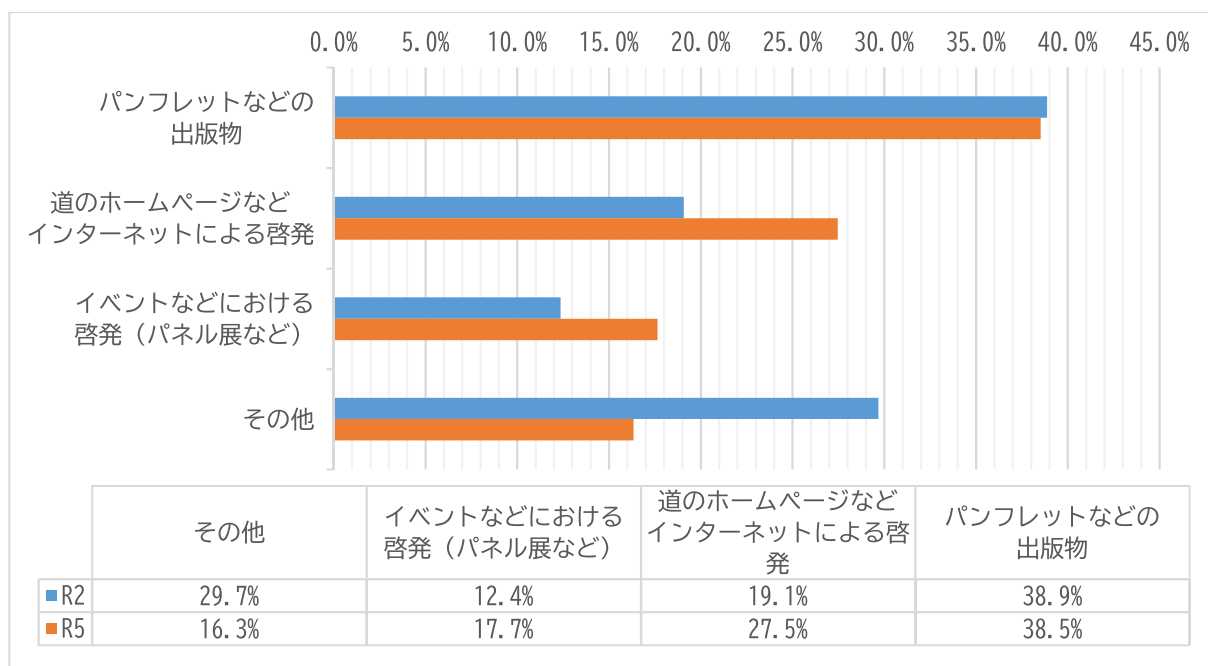
(4) 道では、階段などの手すりの設置、バリアフリートイレの設置など、建物（店舗、宿泊施設、病院など、多数の方が利用する建物。以下同じ。）のバリアフリーや「心のバリアフリー」を進めるため、平成10年4月から「福祉のまちづくり条例」を施行しています。あなたは「福祉のまちづくり条例」を知っていますか。



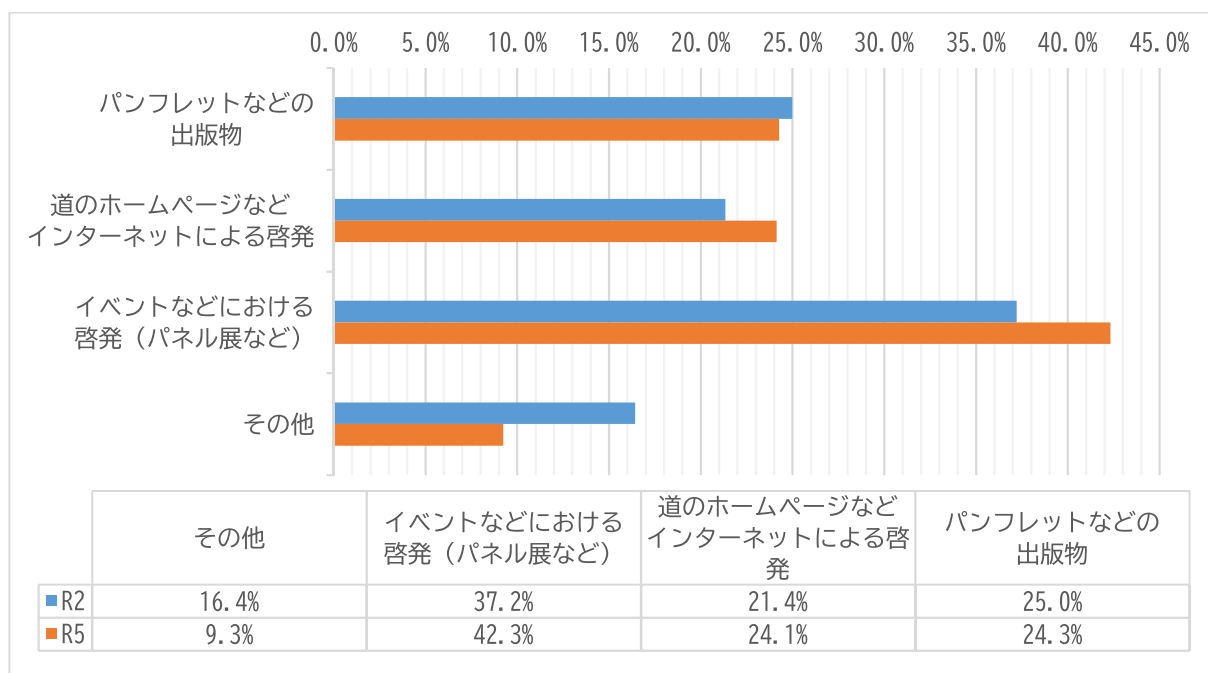
(5) 道では、福祉のまちづくり条例に基づき、優良事例の表彰や、建物を建築する際に専門的な助言を行うためのアドバイザー派遣などを実施していますが、こうした取組を知っていますか。



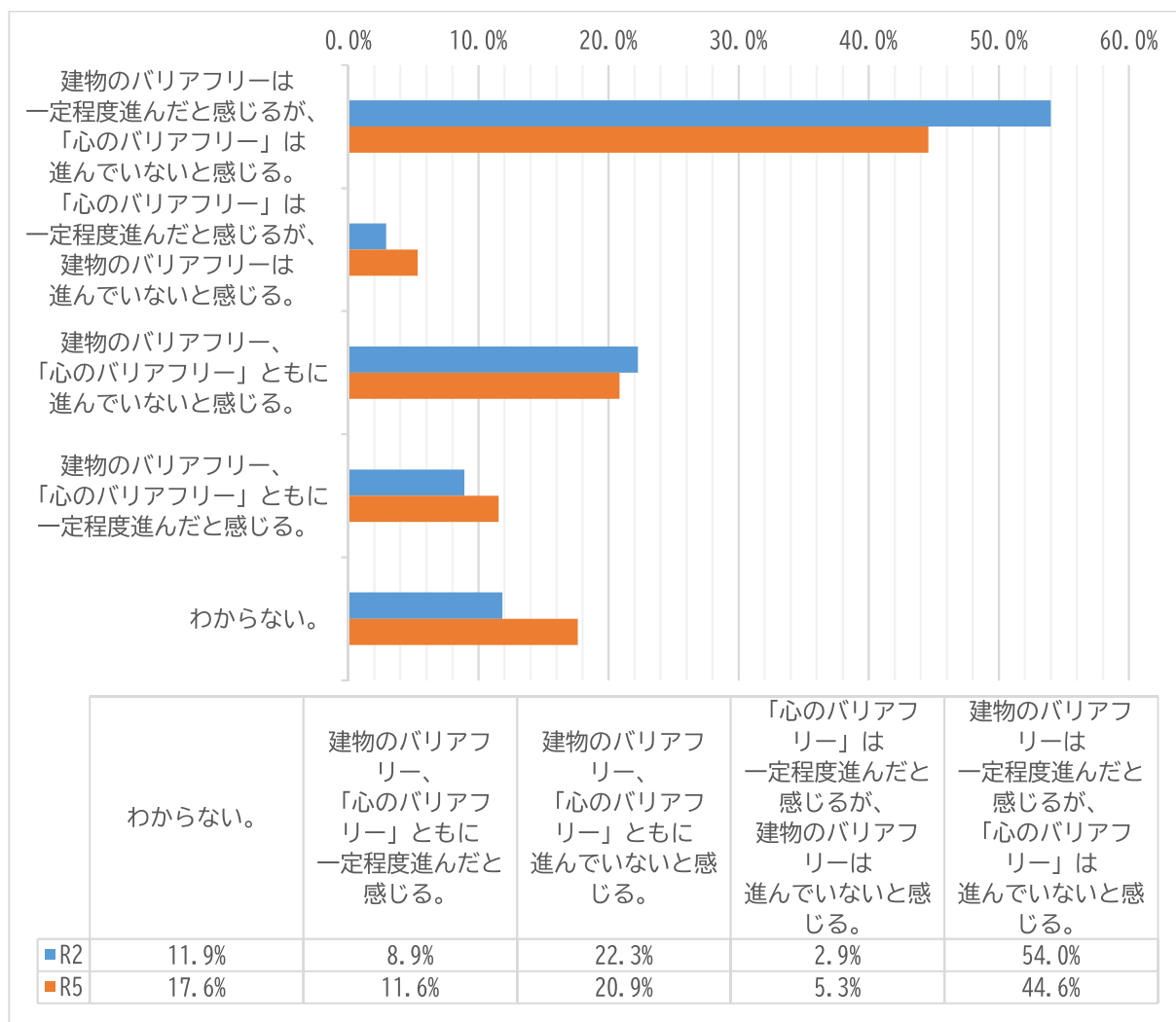
(6) (3)、(4)、(5) で「よく知っている。」「だいたい知っている。」を選んだ方にうかがいます。どのような方法で知りましたか。(1つ)



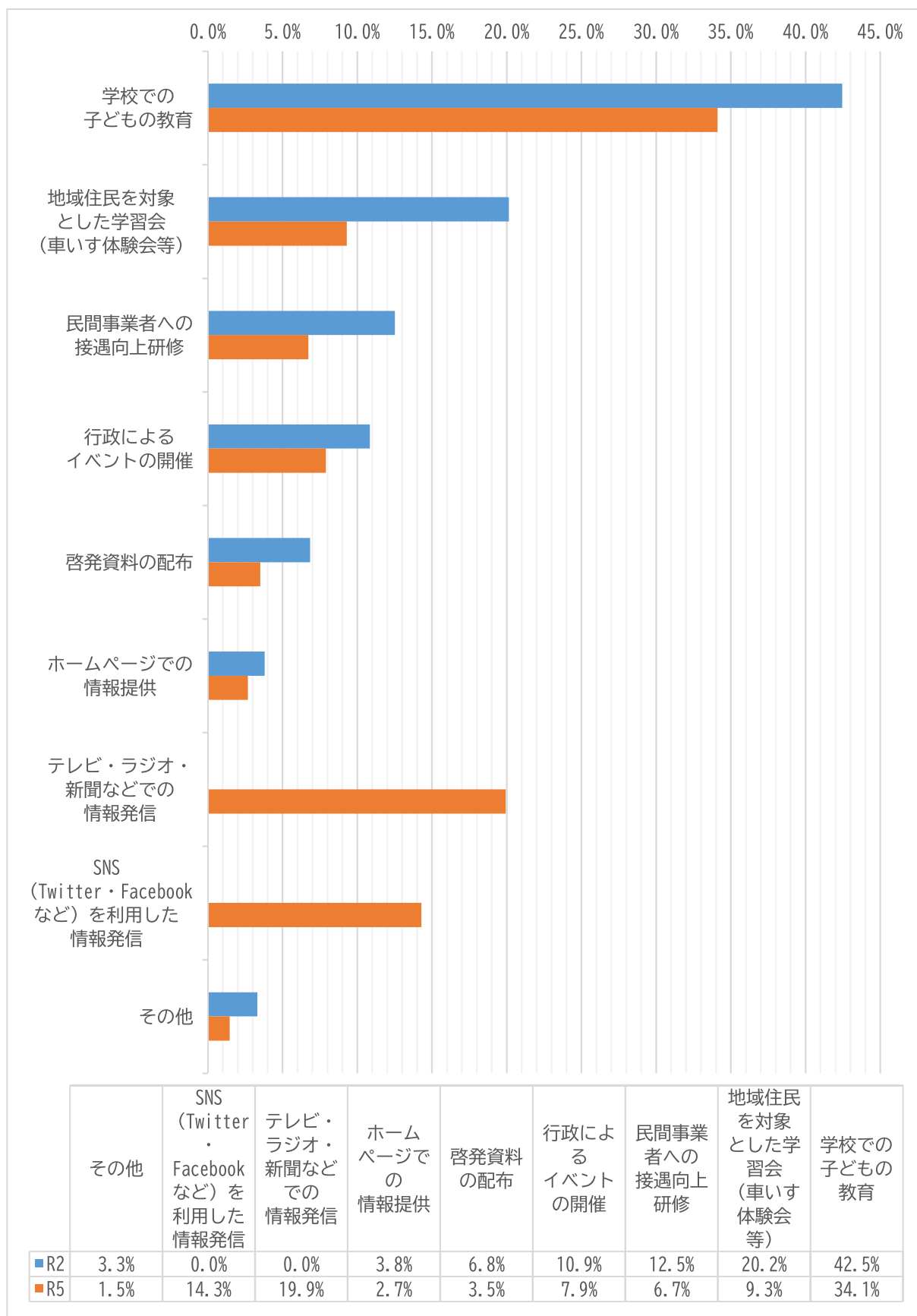
(7) 福祉のまちづくり条例やその取組などを普及啓発する上で、今後どのような普及啓発の取組が有効だと思いますか。(1つ)



(8) 道では、平成10年に福祉のまちづくり条例を施行してから、建物のバリアフリーとともに、「心のバリアフリー」を進めてきましたが、それぞれ、どの程度進んだと感じますか。

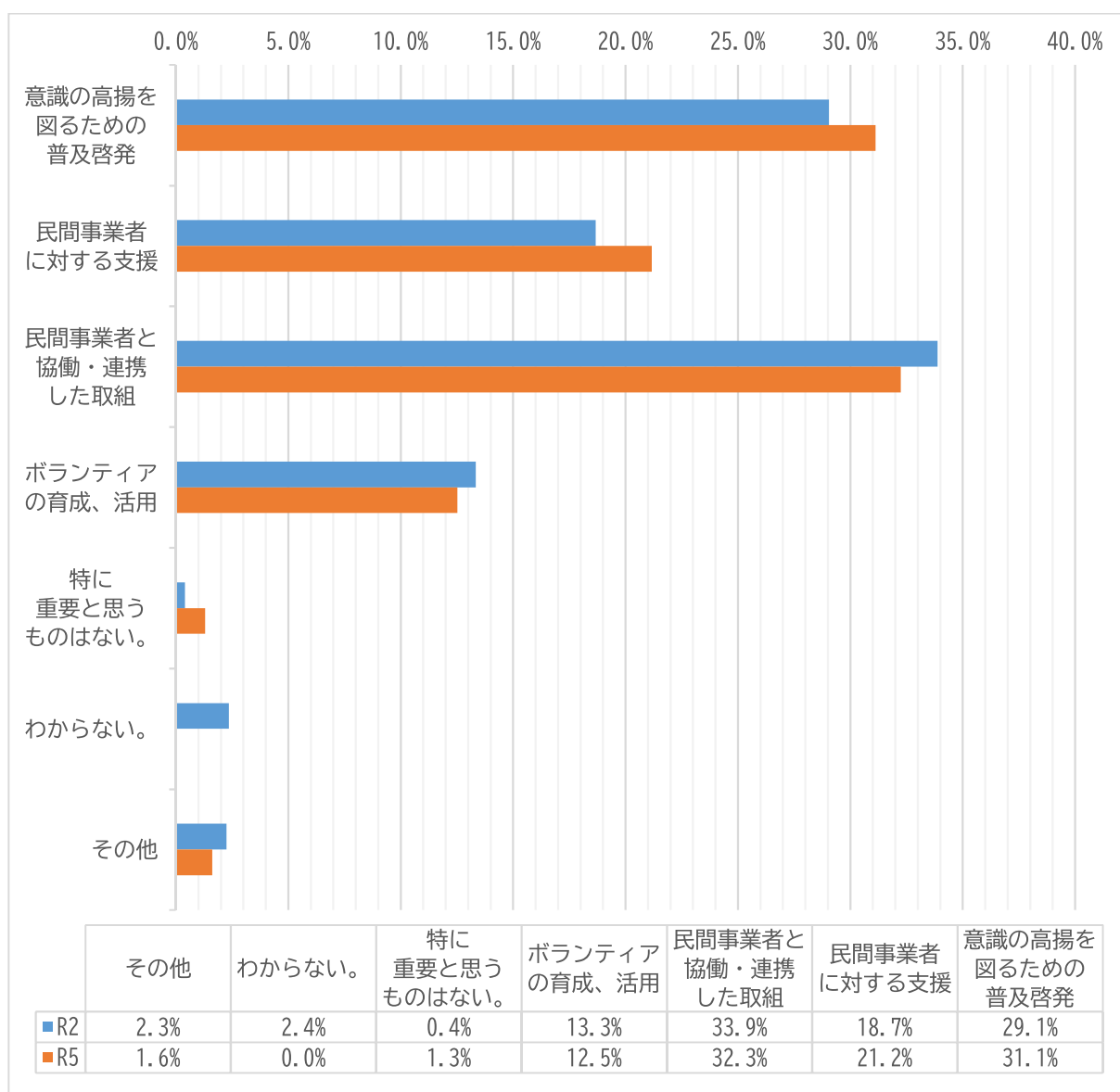


(9) 「心のバリアフリー」を進めていくうえで、何が重要だと思いますか。(2つまで回答可)



※令和2年度には「テレビ・ラジオ・新聞などでの情報発信」「SNS (Twitter・Facebook など)を利用した情報発信」という選択肢を設けていなかったため、それぞれ0.0%となっている。

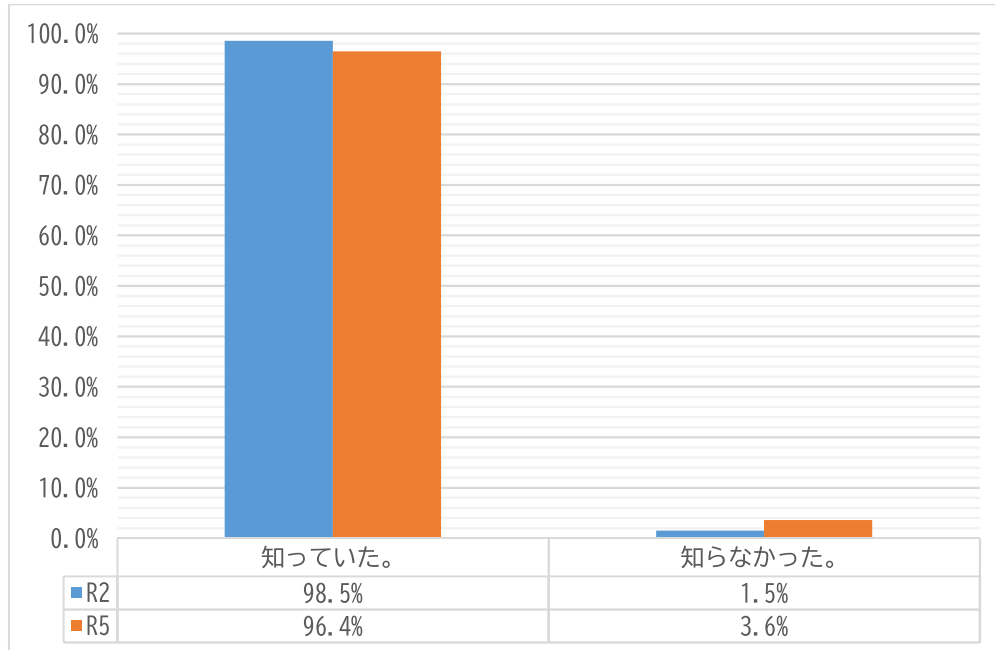
(10) あなたは、福祉のまちづくり条例に基づき、様々なバリアフリーを進めていくうえで、行政（北海道）が果たすべき役割として、何が重要だと思いますか。（2つまで回答可）



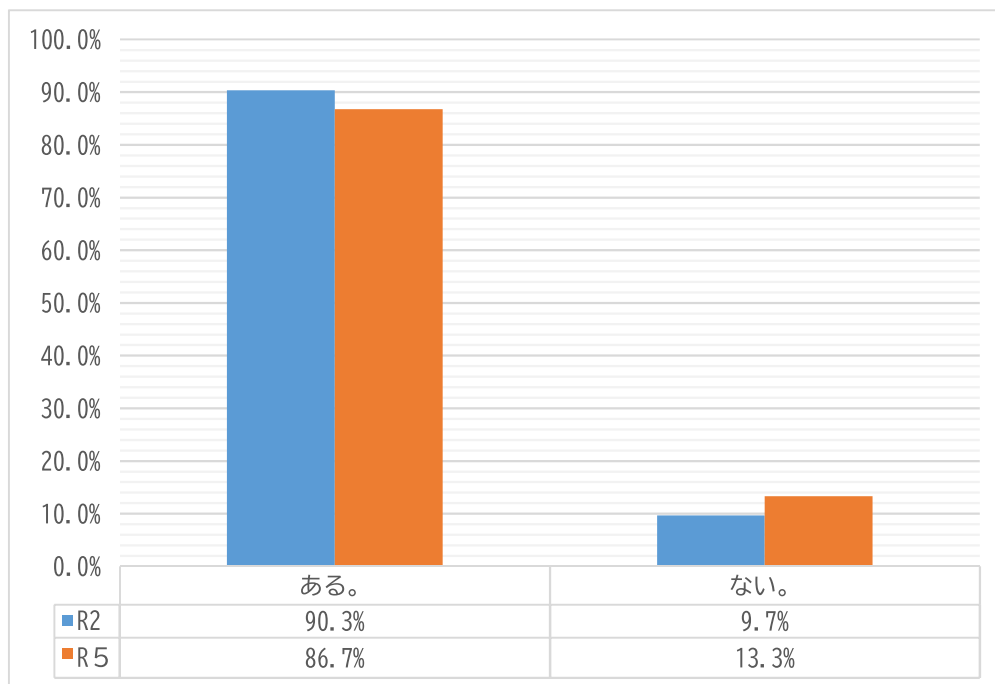
※令和2年度のみ「わからない。」という選択肢を設けていたため、令和5年度には0.0%となっている。

〈車いすマークのある駐車スペースについて〉

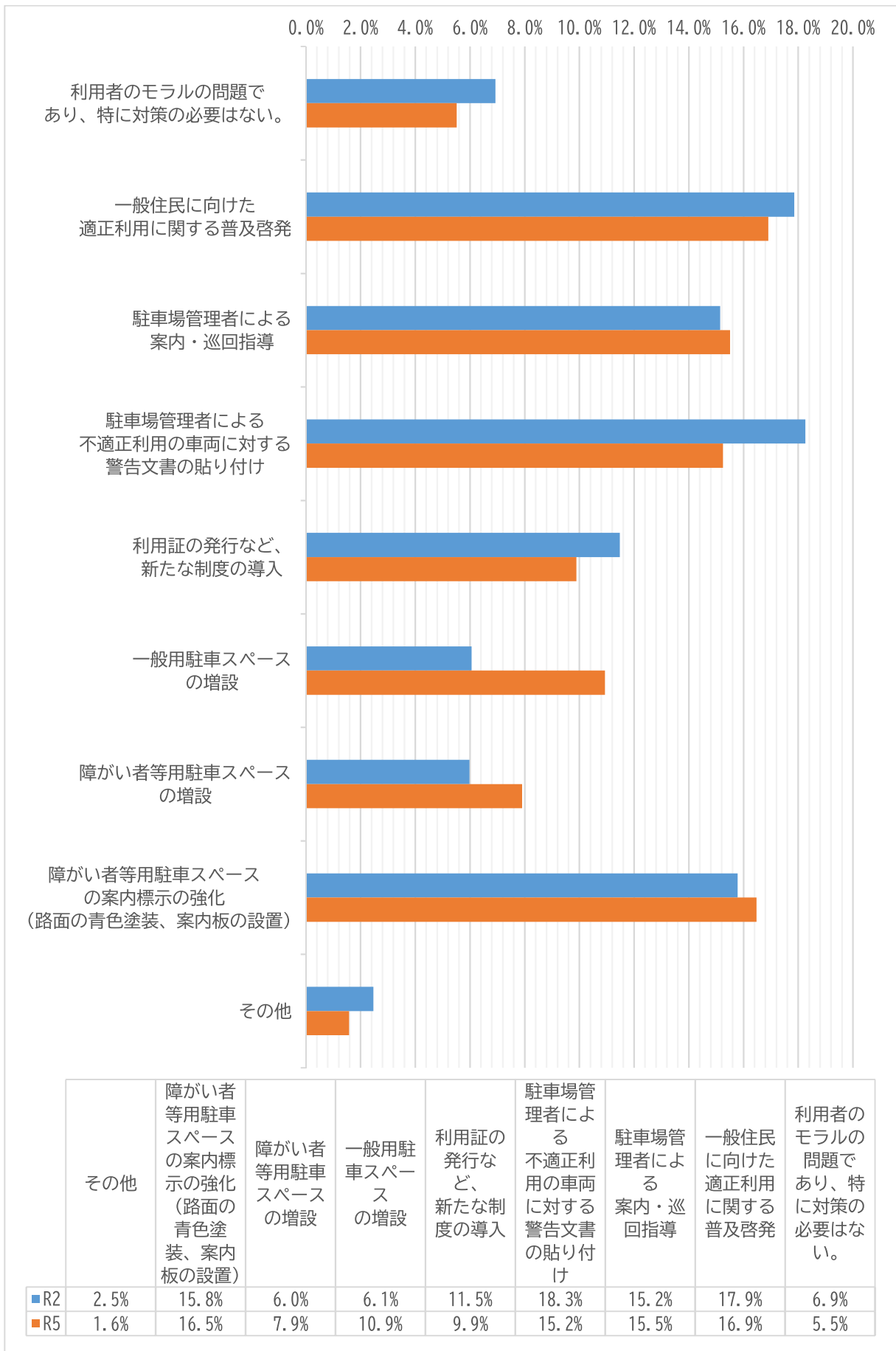
(11) 障がい者等用駐車スペースは、車いすを使用している方や身体の不自由な方のため、駐車スペースの幅が広いこと、建物の出入口の近くにあることを知っていますか。



(12) 障がい者等用駐車スペースに、障がいのない方など、必要のない方が駐車している不適切な利用と思われる事例を見たことがありますか。



(13) 障がい者等用駐車スペースの不適正利用を防ぐために、次のうち、どのような方法が有効だと思いますか。(3つまで)



その他	障がい者等用駐車スペースの案内標示の強化(路面の青色塗装、案内板の設置)	障がい者等用駐車スペースの増設	一般用駐車スペースの増設	利用証の発行など、新たな制度の導入	駐車場管理者による不適正利用の車両に対する警告文書の貼り付け	駐車場管理者による案内・巡回指導	一般住民に向けた適正利用に関する普及啓発	利用者のモラルの問題であり、特に対策の必要はない。	
■ R2	2.5%	15.8%	6.0%	6.1%	11.5%	18.3%	15.2%	17.9%	6.9%
■ R5	1.6%	16.5%	7.9%	10.9%	9.9%	15.2%	15.5%	16.9%	5.5%